

情報ネットワーク研究会における最優秀発表賞および優秀発表賞選奨規程

情報ネットワーク研究専門委員会
令和4年10月27日制定
令和5年5月26日改正

各情報ネットワーク研究会における「最優秀発表賞および優秀発表賞」の選定に関する事項は、本規程に従うものとする。

1. 情報ネットワーク研究専門委員会（以下、IN研と呼称）は、将来を担う研究者に対する奨励と研究意欲向上を目的として、研究会の場において優れた研究成果を発表された発表者に対して表彰を行う。
2. 選奨の種類は、「最優秀発表賞および優秀発表賞」とする。
3. 最優秀発表賞および優秀発表賞を選定するため、情報ネットワーク研究会（以下、IN研究会）ごとに、最優秀発表賞および優秀発表賞選定委員会（以下、選定委員会という。）を設置する。
4. 選定委員会は、各IN研究会に参加しているIN研の委員長、副委員長、幹事、専門委員から構成される。
5. 最優秀発表賞および優秀発表賞委員会における最優秀発表賞および優秀発表賞該当者の選定方法については、別紙の最優秀発表賞および優秀発表賞実施要項に従う。
6. 受賞対象は、IN研究会において一般講演を行った発表とする（ただし、授賞回数に制限はない）
7. 各IN研究会において、最優秀発表賞の表彰件数は1件とする。また、優秀発表賞は、当該IN研究会における総発表件数の10%程度を表彰件数の上限とする。
8. 最優秀発表賞および優秀発表賞の表彰の対象者は、対象の発表における筆頭著者および共著者とする。
9. 各研究会の最終日に開催される表彰式で最優秀発表賞および優秀発表賞の表彰を行う。
10. 筆頭著者もしくは共著者のいずれかが表彰式に現地で参加している場合には、筆頭著者に賞状を贈呈し、共著者に電子賞状を電子メールにて送付する。
11. 筆頭著者および共著者のいずれも表彰式に現地で参加していない場合には、電子賞状を電子メールにて送付する。なお、賞状の郵送対応は行わないものとする。

附則

本規程の改正は、情報ネットワーク研究専門委員会の承認を得るものとする。本規程は、情報ネットワーク研究専門委員会のHPに公開する。

この規程は、令和5年5月26日に改正し、令和5年9月1日から施行する。

履歴

- 令和4年10月27日制定
- 令和5年5月26日改正